

草津市健全で持続可能な財政運営  
および財政規律に関する条例  
【逐条解説】

平成29年3月

草 津 市

## <目次>

草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する 条例について	1
◆第1章 総則	
第1条 目的	2
◆第2章 財政運営の基本原則	
第2条 基本方針	3
第3条 市長の責務	4
◆第3章 計画的かつ効率的な財政運営	
第4条 財源配分	5
第5条 財政運営計画	5
第6条 予算の編成	6
第7条 歳入および歳出	7
第8条 資産管理	8
◆第4章 財政規律の確保	
第9条 財政規律ガイドライン	9
第10条 世代間の負担の公平性	9
第11条 基金	10
第12条 市債	11
◆第5章 財政運営の透明性	
第13条 説明責任	12
第14条 予算概要および決算概要	12
第15条 財務諸表	13
第16条 公表	14
◆第6章 雑則	
第17条 委任	15

## 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例について

我が国は、少子高齢化が急速に進展し、本格的な人口減少社会を迎えようとしており、自治体を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。

住民に最も身近な自治体である市町村は、まちの将来に必要な投資を行いつつも、市民サービスの低下を招くことのないよう業務や組織の適正化を行い、自らの責任と判断のもとで、持続可能な自治体経営を行っていく必要があります。

また、地方分権や地方創生などによる都市間競争が進む中、主要な施策・事業を着実に実施していくに当たっては、後年度の財政運営への影響や財政指標の推移など、財政的な見地から、将来を的確に見通すことがより重要となっています。

こうしたことから、本市では、第2次行政システム改革推進計画に基づき、平成25年10月に、財政運営の指針となる「財政規律ガイドライン（平成28年10月一部改訂）」を策定し、財政指標の基準値の設定と目標達成に向けた取組など、健全な財政運営を行うための独自の取組を進めてきました。

財政の健全性を維持・向上させるため、債権管理の強化・適正化による歳入確保や、大規模な公共事業の実施等に備えた基金の積立て、市債の新規発行額を元利償還額以内に抑制するなどの取組を推進し、堅実な財政運営に努めた結果、財政健全化判断比率をはじめとする主要な財政指標について、本市は、県内でも良好な数値を堅持し、比較的安定した財務基盤を備えています。

しかし、地域経営という観点からは、近い将来訪れるであろう人口減少局面に適切に対処しつつ、これからも本市が魅力的で持続可能な基礎自治体として発展を続けるためには、引き続き規律ある財政マネジメントを行うこと、また、健全な財政運営を維持していくための取組を継続して実施していくことが何より重要だと考えられます。

本条例は、財政運営に関し、自律した自治体としての基本的な事項を定めることにより、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行い、もって市民福祉の向上を図ることを目的に制定するものです。

## ◆第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号。以下「基本条例」という。）第14条に規定する財政運営に関し、自律した自治体としての基本的な事項を定めることにより、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行い、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

本条では、本条例を定める目的を規定しています。

「財政運営に関し自律した自治体」とは、地方分権時代における基本原則である「自己決定」・「自己責任」を徹底し、財政運営に関して自らを律する自治体のことを指します。

地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）においては、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）が規定されており、併せて財政の悪化を早期に発見し、これを是正していく「早期健全化基準」と、財政が完全に悪化してしまった場合の「財政再生基準」が定められています。

これは、指標に留意しながら適切な財政運営に努めることで、財政の健全性を確保し、財政破綻を未然に防止するための仕組みです。

本市は、県内の他の自治体や、人口規模・産業構造が類似した全国の他団体（以下「類似団体」という。）との比較において、現在良好な財政状況にあります。

そのため、本市では、財政の健全化・財政再建という視点ではなく、健全な財政運営を維持していくことを主な目的として、財政規律ガイドラインを策定しており、財政健全化法の定める基準よりも厳しい目標を自らに課すことで、財政状況の悪化を未然に防止し、健全な財政運営を実現しようとしています。

本条例は、財政運営に関し自律した自治体として、（財政運営に関する）本市独自の取組等について規定することで、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行っていくこと、そして、市民サービスを安定的かつ継続的に提供することなど市民福祉の向上に資することを目的として掲げています。

- 「草津市自治体基本条例第14条」（第1項のみ抜粋）… 市長は、予算の編成および執行に当たっては、総合計画と連動させ、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。

## ◆第2章 財政運営の基本原則

(基本方針)

第2条 市長は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政規律を確保しなければならない。

3 市長は、財政に関する情報を積極的に公表し、透明性の高い財政運営を行わなければならない。

本条では、財政運営の基本方針として、「計画的かつ効率的な財政運営」、「財政規律の確保」、「財政運営の透明性」の3つの項目を規定しています。

本市では、市税等の自主財源の伸びが鈍化する一方で、高齢化の進展や公共施設の老朽化等を背景に、社会保障関係経費、施設の維持管理経費など恒常的なコストの増加が続き、財政運営における収支不足は近年拡大傾向にあります。

こうした点を踏まえ、第1項では、各種の財政指標の将来推計を基に、中長期的な展望に立ち、計画的で効率的な財政運営を行うことを規定しています。

ハード事業かソフト事業かを問わず多額の一般財源を必要とする施策については、予め十分な政策議論を行った上で、計画的に事業を進めることが肝要です。また、歳入の確保に向けた取組、事業の見直し等による歳出の合理化・適正化、アウトソーシングの推進など、不断の行財政改革の取組を推進し、効率的な財政運営に努める必要があります。

第2項では、財政規律の確保について規定しています。公共施設や社会基盤等を整備する際は、主として市債を財源として充てることとなりますが、これはその債務が将来世代に引き継がれることを意味します。世代間の負担の公平性や、後年度の財政運営に与える影響を十分に考慮した上で、施策の意思決定を行うなど財政規律を維持することを念頭に財政運営を行います。

第3項では、財政運営の透明性の確保について規定しています。

本市では、市民向け予算書の作成や予算編成過程の公開など、これまでから財政に関する情報を積極的に発信し、透明性の高い財政運営に努めてきました。

予算・決算に関する情報のみならず、財政収支の見通しなど将来の動向についても分かりやすく公表し、議会や市民と情報を共有することで、取組への理解を図ります。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民の信託に応えるため、予算編成権が自らにあることを自覚しつつ、前条に規定する財政運営の基本方針に基づき、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令を遵守し、財政に係る事務を適切に執行しなければならない。

第1項では、市民の信託に基づき、市政を運営する市を代表する執行機関としての市長の責務を規定しています。市の行政活動の財政的な計画である予算の提出および執行に関する権限は、市長の専権事項であり、財政運営に関する一義的な責任は、市長にあることから、健全な財政運営を確保・維持するために必要な措置を講じることを規定しています。

第2項では、財政に係る事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする法令を遵守し、適切に処理することを規定しています。

ここでいう「財政に係る事務」とは、予算・決算、収入・支出、財産等に関する事務やそれに付帯する事務などのことを指します。

市長の補助機関である職員も、この条例に規定する事項を遵守し、健全で持続可能な財政運営の実現に向けて、必要な取組を推進しなければなりません。

### ◆第3章 計画的かつ効率的な財政運営

#### (財源配分)

第4条 市長は、新たな行政需要を的確に捕捉するとともに、人口動態、社会経済環境の変化等を踏まえた重要性および緊急性のある施策に対して重点的に財源の配分を行わなければならない。

本条では、重点分野への戦略的な財源配分について規定しています。厳しい財政状況下においては、行政サービスの持続性を確保しながらも、時代の風潮や市民ニーズの変化を的確に捉え、市が抱える喫緊の課題に適切に対応していくことが求められています。

そのためには、重要性や緊急性を基準として事業を厳しく精査し、重点分野への戦略的な財源配分を徹底することで、限られた財源の有効活用と費用対効果の最大化を図ります。

なお、災害等への対応など、特に緊急性のある施策に対しては、弾力的な財政出動により迅速な対応を図るものとします。

#### (財政運営計画)

第5条 市長は、毎年度、基本条例第13条に規定する総合計画との整合を図った上で、中期の財政運営計画を策定するものとする。

2 財政運営計画には、当該計画期間内における次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般会計の収支見通し
- (2) 基金の残高見込額
- (3) 市債の残高見込額
- (4) 財政運営の状況を示す指標（以下「財政運営判断指標」という。）の見込値

本条では、市が毎年度策定する財政運営計画について規定しています。

財政運営計画は、将来的な展望に立ち、総合計画に掲げるまちの将来像を実現するため、未来への責任ある政策議論を行い、事業の「選択と集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中であっても、地域経営を進める上で重要な中期の具体的な施策を明らかにすることを目的として策定するものです。

財政運営計画では、事業の実施に伴う所要額や財源の裏付けを把握し、財政運営への影響を明らかにするため、財政フレーム（収支見通し）を作成します。

第2項では、財政運営計画において、一般会計の収支見通しのほか、各年度末の基金

残高や市債残高の見込み、財政運営判断指標の将来推計についても、記載することを規定しています。

財政運営計画に記載する財政運営判断指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める「実質公債費比率」および「将来負担比率」としています。

- 「草津市自治体基本条例第13条」（第1項のみ抜粋）…市は、市政運営の最上位の計画として市民の参加を得て総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。
- 「実質公債費比率」…経常的に見込まれる一般財源収入額（標準財政規模）に対して、その年度の実質的な公債費負担の大きさを示す指標です。ここでいう公債費とは、市の一般会計から直接返済している額だけでなく、公営企業会計（下水道事業など）の公債費に充当した繰出金や、一部事務組合（湖南広域行政組合）の公債費に係る負担金などを含めて算出しています。
- 「将来負担比率」…各自治体が将来に支出しなければならない財政負担（負債）が、毎年経常的に見込まれる一般財源収入額（標準財政規模）の何倍にあたるかを示す指標です。単年度にとどまらず、中長期的な視点での財政状況を表しており、将来に財政を圧迫する度合いを示す指標といえます。

#### （予算の編成）

第6条 市長は、予算を編成するに当たっては、第9条に規定する財政規律ガイドラインに定める財政運営判断指標の基準値を満たし、財政運営計画との整合を図るよう努めなければならない。

本条では、予算編成時における財政規律ガイドラインの遵守、財政運営計画との整合について規定しています。

予算編成においては、財政運営計画に掲げる事業を着実に進めていくとともに、財政運営判断指標の動向に留意しつつ指標が基準値を満たすよう、財政規律ガイドラインに定める各種の取組内容を予算に反映させることが必要となります。

なお、予算の編成に当たっては、健全で持続可能な財政運営を維持することを念頭に、歳入の確保を安易に市債の発行や基金の取崩しに依存することなく、事業費の精査を行うとともに、事業の「選択と集中」による重点的な予算配分を行うことが重要です。



(歳入および歳出)

第7条 市長は、市税等の確実な徴収に努めるとともに、歳入における安定的な財源を確保するための手法を検討するものとする。

2 市長は、使用料、手数料、負担金等について、受益に応じた適正な負担を求めるとともに、定期的に見直しを行うものとする。

3 市長は、歳出全般における事務の見直しおよび合理化に継続して取り組まなければならない。

本条では、歳入歳出における財政構造の見直しに向けた取組について規定しています。

第1項では、財政構造の見直しを図るため、市税等の確実な徴収を行うこと、そして柔軟な発想により新たな財源の開拓を行うなど、歳入の安定的な確保に向けて検討することについて規定しています。

第2項では、使用料等の受益者負担について、受益と負担の適正化を図るため、一定の基準により、料金の設定を行うとともに、定期的（概ね3～5年毎）に見直しを実施することを規定しています。なお、個別の使用料等について、必要に応じて適宜見直しを行うことを妨げるものではありません。

もっとも、分担金、使用料、加入金および手数料については、条例で規定することが必要なため、見直すに当たっては、議会の議決が必要となります。

第3項では、歳出における経費の節減・合理化に向けた取組について規定しています。

アウトソーシング（外部委託）の積極的な推進や執行体制の見直し、公益性、公平性、有効性などの観点からの補助金等の見直し、スクラップ・アンド・ビルド（新規・拡大事業を計画する際は、それに相当するだけの既存事業の廃止・縮減を必要とする考え方）の原則の徹底など、効率的な財政運営を目指した不断の事務改善を行います。

(資産管理)

第8条 市長は、市が保有する公共施設等を長期的な視点から適切に管理するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画に基づき、人口動態、施設の需要予測、財政状況等を総合的に勘案した上で、資産の計画的かつ効率的な管理に努めなければならない。

第1項では、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見通しについて把握・分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めた計画を策定することを規定しています。なお、ここでいう「公共施設等」とは、公共建築物（ハコモノ施設）のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道・下水道等）等のインフラ資産を含むものとします。

第2項では、公共施設等の資産について、将来の人口動態や施設の利用需要等に係る長期的な予測をもとに、経営的な視点から検討を加え、計画的で効率的な管理を行うことを規定しています。

なお、公共施設等の新設・更新等に当たっては、民間の技術・ノウハウ・資金等の活用や民営化の可能性を検討するとともに、必要に応じて、施設用途の見直しや既存施設の統廃合等について検討を行います。

## ◆第4章 財政規律の確保

(財政規律ガイドライン)

第9条 市長は、健全で持続可能な財政運営に資するため、財政規律ガイドラインを策定するものとする。

2 財政規律ガイドラインには、当該計画期間内において遵守すべき財政運営判断指標の基準値および当該基準値を満たすための取組を定めるものとする。

本条では、健全で持続可能な財政運営を実現するため、遵守すべき財政指標の基準やその達成に向けた具体的な取組事項などを定めた「財政規律ガイドライン（財政運営指針）」の策定について規定しています。

財政規律ガイドラインでは、財政運営判断指標を用いた目標を設定し、継続的な進捗管理を行うことで、取組の実効性を担保しています。

財政規律ガイドラインに定めた財政運営判断指標については、中長期的な視点で、目標を達成するよう努めるものとし、そのために必要な取組については、全庁的かつ主体的な取組として進めることが重要であり、部局のトップや職員一人ひとりが、地域経営の観点でコスト意識を持ち、マネジメントを発揮して実践していくことが必要です。

なお、財政運営判断指標およびその基準値については、財政状況や地方制度の変化などを踏まえて選択することが重要であり、財政規律ガイドラインの見直しに合わせて必要な修正を行うことがあります。

(世代間の負担の公平性)

第10条 市長は、負債（市債、債務負担行為、債務保証、損失補償その他将来にわたって金銭を負担することが予定される債務をいう。以下同じ。）を計上する施策の決定に当たっては、その負債が将来世代に引き継がれることを踏まえ、世代間の負担の公平性および将来の財政運営に与える影響を十分考慮しなければならない。

本条では、市債等の負債を財源として事業を計画する際の留意事項を規定しています。市債は、長期的な使用に供する公共施設や社会基盤施設を整備する際の財源として資金を調達するものです。その際、施設の耐用年数等に応じた償還期限を設定し、長期にわたって債務を返済することから、市債には財政負担の平準化や、世代間の負担の公平性を図る役割があり、財政運営上、必要不可欠なものといえます。

一方で、市債の過度な発行は、将来の市民負担の増加に直結し、後年度の財政運営に影響を与える恐れがあることから、発行する際は、慎重な判断が必要となります。また、債務保証や損失補償、複数年度にまたがる契約行為など、債務負担行為の設定を伴う場合についても、実際に負担を要することとなる可能性を考慮し、市債の発行に準じて取り扱うものとしします。

#### (基金)

第11条 市長は、社会経済情勢の急激な変化、災害の発生等による緊急を要する行政需要に対応するため、適当と認められる額を財政調整基金等に留保しなければならない。

2 市長は、将来の財政運営に与える影響を十分考慮し、公共施設等の整備その他の資金の留保が必要と認められる施策については、基金を設けて計画的に資金の積立てを行うよう努めなければならない。

本条では、市が設置する基金の管理について規定しています。

第1項では、緊急時の応急的な財源補完と年度間の財源調整機能を有する「財政調整基金（減債基金を含む。）」について、不測の事態に備え、安定的な財政運営に資するため、適当と認められる額を留保することを規定しています。「適当と認められる額」とは、財政規律ガイドラインで定める基準額以上のことをいいます。

なお、地方財政法（昭和23年法律第109号）では、毎年度の決算において生じた剰余金について、2分の1以上を積立て、または公債費の財源に充てることを規定しており、本市では、これまで財政調整基金へ積立てを行っています。

第2項では、公共施設の整備等、多額の事業費を必要とする事業の実施に当たっては、一般財源の不足を補い、事業の計画的な推進を図るため、所定の特定目的基金への積立てを行うよう努めることを規定しています。

●「地方財政法第7条第1項」… 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、こ

れを剰余金を生じた翌々年度までに、積立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

(市債)

第12条 市長は、次に掲げる事項に留意し、市債発行の適否および限度額等を決定しなければならない。

- (1) 市債発行以外の財源調達の可能性
- (2) 地方交付税措置の有無
- (3) 後年度の財政運営に与える影響

2 市長は、毎年度の市債発行の合計額が当該年度の市債の償還額を下回るように努めなければならない。

本条では、市債を発行する際の留意事項等を規定しています。

第1項では、市債発行による財源調達は、世代間の負担の公平性に資する反面、長期間にわたって市民がその負担を引き継ぐことになること、また、短期間における多額の起債は、将来の財政運営の硬直化が懸念されることから、発行の妥当性や財政運営への影響、交付税措置（償還額の一部が基準財政需要額に算入されること。）の有無等について、十分に検討した上で、発行について決定することを規定しています。

第2項では、市債残高の過度な増加を抑制し、後年度の償還負担を軽減するため、市債の新規発行を、毎年度の元利償還額以内とする（プライマリー・バランス【基礎的財政収支】の黒字を確保する）よう努めることを規定しています。

## ◆第5章 財政運営の透明性

(説明責任)

第13条 市長は、市民に対し、財政に関する情報を分かりやすく提供し、説明しなければならない。

健全な財政運営を実現するためには、市民やその代表で構成された議会と情報を共有することが不可欠です。

本条では、財政運営や財政状況に関する情報を分かりやすく提供し、市民と共有することで、市の行う行政活動について、説明責任を果たしていくことを規定しています。

(予算概要および決算概要)

第14条 市長は、毎年度、当初予算または当初予算に準じる補正後の予算について、財政運営判断指標の見込値を算定し、主要な事業の概要および財政状況の見込みを説明した予算概要を作成するものとする。

2 市長は、毎年度、決算について、財政運営判断指標の確定値を算定し、財政の状況を説明した決算概要を作成するものとする。

本条では、予算概要と決算概要の作成について規定しています。

第1項では、当初予算（当初予算が骨格予算の場合は、その後の補正予算を含めた本格予算）編成時において、法令で定められている予算書等に加えて、市の重点施策や主要な新規・拡大施策の概要、予算額の推移および財政指標の見込値等を記載した「予算概要」を作成することを規定しています。

第2項では、決算報告時において、法令で定められている決算書等に加えて、決算額の推移や決算分析等を記載した「決算概要」を作成することを規定しています。

また、本市では、財政運営の状況を財政運営判断指標によって示すこととしており、内容を公表することで、予算および決算の説明責任を果たします。

(財務諸表)

第15条 市長は、毎年度、発生主義会計に基づく保有資産、負債等および行政コストならびに現金の収支を明らかにするため、次に掲げる財務諸表を作成するものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 資金収支計算書
- (4) 純資産変動計算書

2 市長は、前項各号の財務諸表を、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。

- (1) 一般会計および地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等財務諸表（以下「一般会計等財務諸表」という。）
- (2) 一般会計等財務諸表に地方公営事業会計を加えた全体財務諸表（以下「全体財務諸表」という。）
- (3) 全体財務諸表に一部事務組合、広域連合、土地開発公社、出資法人（市が資本金等の2分の1以上を出資している法人をいう。）等の財務諸表を加えた連結財務諸表

本条では、毎年度の決算に基づき作成する財務諸表について規定しています。

第1項では、予算・決算制度を補完し、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握するため、「貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書（以下「財務4表」という。）」を作成することについて規定しています。

第2項では、一般会計等（一般的には、これを「普通会計」ともいいます。本市では、一般会計と学校給食センター特別会計が該当します。）を対象とした財務4表のほか、地方公営事業会計（駐車場事業特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計）、市が加入する全ての一部事務組合と広域連合、市が一定の出資をしている土地開発公社等の出資法人等の財務諸表に必要な修正（内部取引の相殺消去等）を加えた連結ベースの財務4表を作成することについて規定しています。

一般会計のみならず本市全体の財政の見える化を図り、市全体の財政の健全化を推進します。

なお、国の要請により、平成28年度決算分（平成29年度作成分）からは、統一的な基準に基づく財務諸表を作成する必要性があり、これにより全国の自治体が作成する財務諸表との比較分析が可能となることから、経営ツールとして更なる活用を図ります。

- 「現金主義会計」… 収益と費用を現金の受け渡しの時点で認識する会計原則に基づく会計方式をいいます。
- 「発生主義会計」… 収益と費用を現金の受け渡し時期に関わらず取引の確定時点で認識する会計方式をいいます。
- 「貸借対照表」… 決算時点における自治体の財政状況を示すもので、これまで自治体が建設してきた公共施設等（資産）の累計額と、その財源（負債と純資産）を把握することができます。バランスシートともいいます。
- 「行政コスト計算書」… 一会計年度において、人的サービスや給付サービスなど、行政サービス全般の供給に要した経費と、利用者の負担を集計したものです。民間企業の損益計算書に相当するものです。
- 「資金収支計算書」… 一会計期間における、自治体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを、性質の異なる3つの活動区分毎に分けて表示した計算書です。キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 「純資産変動計算書」… 貸借対照表における「純資産の部」について、会計年度中の期首から期末にかけての動きを表す計算書です。純資産（これまでの世代が負担してきた部分）の増減が分かります。

(公表)

- 第16条 市長は、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条および前条第1項に掲げる計画等を策定し、または作成したときは、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。
- 2 市長は、草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）で定めるところにより、毎年2回、収入および支出の概況その他の財政事情に関する事項を公表しなければならない。

第1項では、本条例に定める財政運営計画、公共施設等総合管理計画、財政規律ガイドライン、予算概要、決算概要および財務諸表について、策定または作成した際は、議会に対して報告し、公表することを規定しています。

第2項では、財政情報の公表に関して、草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）に基づき、年2回の作成および公表することを規定しています。



## ◆第6章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本条例の施行に当たって必要な事項は、別に定めることとしています。

草津市健全で持続可能な財政運営

および財政規律に関する条例

【逐条解説】

平成29年3月発行

<発行>

草津市 総務部 財政課  
総合政策部 経営改革室